

第1章 計画策定の背景

1 計画策定の趣旨

個人の尊重と法の下での平等を謳う日本国憲法の下で、男女平等の実現に向けた取組は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を支柱とする国際的な取組とともに進められてきました。

これらの動きに伴って、各種法制度の整備は進み、社会の意識も少しずつ変化してきましたが、性別による固定的な役割分担意識やこれを反映した慣行は、社会のあらゆる分野に依然として残り、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの問題は顕在化し、また、長期にわたる経済活動の低迷や、人口減少・超高齢社会による労働力や介護者不足も深刻な問題となり、男女共同参画社会の実現に向けて、更なる取組が必要とされています。

和光市においては、平成3年度（1991年度）に女性問題の解決に向けた総合的指針として、「第1次和光市行動計画 男女共同参加型社会わこうプランー女性の地位向上をめざしてー（男女共同参加型社会わこうプラン）」を策定し、平成10年度（1998年度）には、計画の見直しを行い、平成13年度（2001年度）には、女性も男性も自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会をめざして、「第2次和光市行動計画 男女共同参画わこうプランー男女共同参画社会の実現をめざしてー」を策定しました。

また、平成17年（2005年）4月1日には、男女共同参画の推進に関する基本理念や市、市民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する市の施策を総合的かつ計画的に推進することにより、男女共同参画社会の実現することを目的とする「和光市男女共同参画推進条例」を制定し、平成18年（2006年）には、「和光市男女共同参画推進条例」に基づいて計画を見直し、「第2次和光市行動計画 男女共同参画わこうプラン【改訂版】ー男女共同参画社会の実現をめざしてー」を策定しました。

そして、平成23年（2011年）3月、ドメスティック・バイオレンスや児童虐待等のあらゆる暴力の根絶やワーク・ライフ・バランスの推進等の課題に対応するため、「第3次和光市行動計画 男女共同参画わこうプランー男女共同参画社会の実現をめざしてー」を策定しました。

2 世界の動き

国際社会における女性の地位向上のための取組は、昭和50年（1975年）にメキシコ・シティで開催された「国際婦人年世界会議」による「世界行動計画」の採択を契機に進められました。この計画では、昭和51年（1976年）からの10年が「国連婦人の十年」と定められ、その目標として「平等・発展・平和」が掲げられました。その後、昭和54年（1979年）には、ニューヨークで開催された「第34回国連総会」において、130カ国の賛成により「女子差別撤廃条約」が採択され、昭和60年（1985年）には、ナイロビで開催された「国連婦人の10年最終年世界会議」において、「西暦2000年に向けての女性の地位向上のためのナイロビ戦略（ナイロビ将来戦略）」が採択されました。

平成7年(1995年)には、北京で開催された「第4回世界女性会議(北京会議)」において、「北京宣言」と「北京行動綱領」が採択され、女性の地位向上に当たっては、「平等・開発・平和」の3つの目標が必要不可欠であり、一体として機能するものであることが改めて確認されました。

北京会議の5年後、平成12年(2000年)には、ニューヨークで国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、各国が「北京宣言」と「北京行動綱領」の実施状況を評価・検討するとともに、男女平等の実現に向けたさらなる行動を明らかにした「政治宣言」と「北京宣言及び北京行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ(成果文書)」が採択され、「政治宣言」では、会議に参加した各国が「北京宣言」及び「北京行動綱領」並びに「ナイロビ将来戦略」を実施する決意が再確認されました。また、「女子差別撤廃条約」の批准や男女平等の推進に向けた男性の関与と共同責任が強調されるとともに、NGO及び女性団体の役割と貢献も確認され、「成果文書」では、「北京行動綱領」に比べ、女性に対する暴力への対応を充実させること、開発や平和達成のために女性が政策や方針の立案・決定の場へ積極的に参画すること、情報技術分野の教育や訓練等を通じて女性の雇用を向上させること等の点が強調されました。

同じくこの年、「女子差別撤廃条約」に違反する差別により被害を受けた女性(個人または集団)が、国連の女子差別撤廃委員会に対して通報できる制度を定めた「女子差別撤廃条約の選択議定書」が発効され、日本政府もこの批准を検討するとともに、平成15年(2003年)、女子差別撤廃委員会に国内の取組について第4次及び第5次レポートの報告を行い、それに対する同委員会からの評価と指摘・勧告を受け、間接差別の禁止や民法改正、マイノリティ女性の問題等を検討しています。

その後、北京会議の10年後である平成17年(2005年)には、「第49回国連婦人の地位委員会(北京+10ハイレベル会合)」がニューヨークで開催され、「北京宣言」及び「北京行動綱領」、「成果文書」が再確認されるとともに、「北京宣言」及び「北京行動綱領」の実施が2000年国連総会で採択されたミレニアム開発目標の達成に深く関与している点などが確認され、今後に向けた視点がさらに盛り込まれることとなりました。

平成18年(2006年)には、「第50回国連婦人の地位委員会」がニューヨークで開催され、各国代表や国連機関、NGO代表等による110以上のステートメントの発表、「国内開発戦略へのジェンダー視点の統合」をテーマとしたハイレベル円卓会合、「開発における女性の参画促進」、「意思決定過程における男女の平等な参画」に関するパネルディスカッションや合意結論、決議・決定等についての討議が行われました。

平成19年(2007年)には、「第51回国連婦人の地位委員会」がニューヨークで開催され、各国代表や国連機関、NGO代表等によるステートメントの発表、「女兒に対するあらゆる形態の差別及び暴力の撤廃」をテーマとしたハイレベル円卓会合、対話型専門家パネルや、「ジェンダー平等の達成における男性及び男児の役割」合意結論(第48回国連婦人の地位委員会合意結論)の実施進捗状況の評価に関する対話型専門家パネル討議、合意結論、決議等についての討議等が行われ、女兒が「児童」や「青年」というカテゴリーで一括りにされがちである不可視な存在として十分な対策がとられてこなかった現状が改めて認識され、女兒固有のニーズの分析、関連統計の必要性とその整備等についての議論が深められました。

平成20年(2008年)には、「第52回国連婦人の地位委員会」がニューヨークで開催され、各国代表や国連機関、NGO代表等によるステートメントの発表、「ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントのための資金調達」をテーマとしたハイレベル円卓会合、対話型専門家パネルや、「紛争予防・管理・紛争解決及び紛争後の平和構築への女性の平等参画」(第48回国連婦人の地位委員会合意結論)の実施進捗状況の評価に関する対話型専門家パネル討議、合意結論、決議等についての討議等が行われました。

平成21年(2009年)には、「第53回国連婦人の地位委員会」がニューヨークで開催され、各国代表や国連機関、NGO代表等による討議が行われ、「第54回国連婦人の地位委員会への準備」等6つの決議及び「HIV/AIDSのケア提供を含む男女間の平等な役割分担」の合意結論が採択されました。

平成22年(2010年)には、「第54回国連婦人の地位委員会」がニューヨークで開催され、平成7年(1995年)に開催された「第4回世界女性会議(北京会議)」から15年目にあたることを記念し、「北京宣言及び行動綱領」と第23回国連特別総会「女性2000年会議」成果文書の実施状況の評価が主要テーマとされ、国代表や国連機関、NGO代表等によるステートメント発表、『ミレニアム開発目標達成に向けた「北京宣言及び行動綱領」実施のインパクト』をテーマとしたハイレベル円卓会合、『ミレニアム開発目標達成及び「北京行動綱領」実施との関連性』、「ジェンダー平等に関する国内機構の変化する役割と地位」等6つのテーマに関する対話型専門家パネル等が行われました。

3 国・県の動き

国においては、昭和52年(1977年)に最初の「国内行動計画」が策定され、昭和62年(1987年)には、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」、平成8年(1996年)には、「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

その後、昭和60年(1985年)の「女子差別撤廃条約」の批准に伴い、様々な法整備が進められ、平成11年(1999年)には、「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の実現が「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」として位置づけられるとともに、男女共同参画社会の形成に向けて、国、地方公共団体、国民の責務が定められました。

翌年、平成12年(2000年)には、「男女共同参画社会基本法」に基づき、11の重点目標を掲げる「男女共同参画基本計画」が策定され、平成22年(2010年)までを見通した長期的な政策の方向性と平成17年(2005年)度末までに実施する具体的な施策が定められました。

そして、平成13年(2001年)には、中央省庁再編に伴い、内閣府内に「男女共同参画局」が設置され、「男女共同参画審議会」は内閣官房長官を議長とする「男女共同参画会議」として、国の重要政策に関する会議の一つとして機能が強化されました。

これらの取組とともに、平成11年(1999年)に、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」として、育児休業に加えて介護休業が法制化され、平成13年(2001年)には、これらの休業の取得に対する不利益取扱いの禁止が定められました。また、同時に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(男女雇用機会均等法)」や「労働基準法」が大幅に改正され、雇用における平等取扱いの努力義務が差別禁止規定となり、母性保護規定が強化された反面、女性保護規定は原則としてなくなりました。

さらには、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(労働者派遣事業法)」も改正され、原則として職種を問わず派遣労働契約が可能となり、平成11年(1999年)に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」、平成12年(2000年)には、「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」が制定されました。

平成13年(2001年)には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」が制定され、これまで「家庭内のもめごと」とされてきた家庭内での暴力に対し、通報義務や警察による被害防止措置等が明記され、保護命令制度、配偶者暴力相談支援センターの創設等、被害者の保護体制の強化が図られました。そして、この法律は、平成16年(2004年)に改正され、暴力の定義に「心身に有害な影響を及ぼす言動」という表現で精神的な暴力を加え、今まで配偶者に限っていた保護の対象を子どもと離婚した元配偶者まで拡大し、市町村においても配偶者暴力相談支援センターが設置できるようになりました。また、同年には、「人身取引対策行動計画」も策定され、被害者を保護の対象として位置づけ、

きめ細やかな対応を行うこと等が定められました。

このほか、仕事と子育ての両立支援を図るため、平成11年（1999年）に「少子化対策推進基本方針」が閣議決定され、関係省庁により「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画（新エンゼルプラン）」が策定されました。また、少子化に対する従来の取組をさらに進めるため、「男性を含めた働き方の見直し」を大きな柱の一つに掲げた方針に基づき、「次世代育成支援対策推進法」及び「児童福祉法の一部を改正する法律」が平成15年（2003年）に公布されました。

平成14年（2002年）には、内閣総理大臣の指示を受けて、男女共同参画会議において、「女性のチャレンジ支援策」についての審議が行われ、平成15年（2003年）に内閣総理大臣及び関係大臣に対し、「女性のチャレンジ支援策の推進に向けた意見」が取りまとめられました。

また、平成17年（2005年）には、「男女共同参画基本計画（第2次）」が閣議決定されました。この計画には、従来の11の重点目標に新たな取組を必要とする科学技術や防災などの分野が加えられ、さらには、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」について、「2020年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待する」との目標を踏まえる施策が明記されるなど、12の重点目標が掲げられました。平成18年（2006年）には、「男女雇用機会均等法」において、男性に対する差別の禁止や間接差別の禁止等の一部改正が行われ、平成19年（2007年）には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」の一部改正が行われ、保護命令制度の拡充や市町村における基本計画策定の努力義務等が定められました。

平成22年（2010年）には、「児童扶養手当法」が改正され、児童扶養手当が父子家庭にも支給されることになりました。また、同年、「男女共同参画基本計画（第3次）」が閣議決定されました。

そして、埼玉県においても、世界や国における取組と呼応しながら様々な取組が進められてきており、昭和55年（1980年）には、「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」が策定され、昭和61年（1986年）には、「男女平等社会確立のための埼玉県計画」が策定されました。また、平成2年（1990年）には計画の見直しが行われ、さらに平成7年（1995年）には、第3次計画として「2001彩の国男女共同参画プログラム」が策定されました。

また、平成12年（2000年）には、全国に先駆けて「埼玉県男女共同参画推進条例」が制定され、平成14年（2002年）には、条例に基づく初めての計画として、平成22年（2010年）までの「埼玉男女共同参画推進プラン2010」が策定され、「埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）」が開設されました。

平成18年（2006年）には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」の改正を踏まえ、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（平成18年度～平成20年度）」が策定され、平成19年（2007年）には、男女の人権が尊重された活力ある男女共同参画社会・埼玉の実現をめざした「埼玉県男女共同参画推進プラン」が改訂され、平成21年（2009年）には、平成19年（2007年）に行われた「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」の改正に伴い、新たに「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（平成21年度～平成23年度）」が策定されました。

4 和光市の動き

和光市においては、平成3年度（1991年度）に女性問題の解決に向けた総合的指針として、「第1次和光市行動計画 男女共同参加型社会わこうプラン」を策定して以降、計画に基づいて様々な取組を進めてきましたが、平成13年（2001年）に「第2次和光市行動計画 男女共同参画わこうプラン」を策定してからは、男女共同参画の推進を担う「和光市男女共同参画協議会」、「男女共同参画わこうプラン推進委員」、「和光市男女共同参画庁内連絡会議」、「みんなでわこう男女共同参画ネットワーク」の4つの機関と連携しながら取組を進めてきました。

知識経験者や関係団体代表者等で構成する「和光市男女共同参画協議会」は、平成14年（2002年）に「和光市女性問題協議会」から名称を変更し、男女共同参画に関する重要事項について調査・審議し、計画の総合的な推進を進めてきました。次に、市民で構成する「男女共同参画わこうプラン推進委員」は、平成14年（2002年）に「和光市女性問題行動計画推進委員」から名称を変更し、計画に基づく施策として、年1回発行している和光市男女共同参画情報紙「おるご〜る」の企画・運営や、市広報における「男女共同参画わこうプラン推進委員だより」の毎月1回の掲載等、様々な啓発活動を進めてきました。次に、庁内の各課等の職員で構成する「和光市男女共同参画庁内連絡会議」は、平成14年（2002年）に「和光市女性問題庁内連絡会議」から名称を変更し、各課等との調整や男女共同参画に関する調査及び検討を行い、職員の男女共同参画意識の醸成に努めてきました。

次に、個人及び団体で構成する「みんなでわこう男女共同参画ネットワーク」は、平成15年（2003年）に「(仮称)和光市男女共同参画ネットワーク」から名称を変更し、毎年1回開催する男女共同参画シンポジウムや男女共同参画セミナー等の企画・運営に携わり、相互の情報交流や啓発活動を進めてきました。

また、これら取組を進める中、平成14年（2002年）には、「和光市女性相談」を開設し、専門の心理カウンセラーを通じて、女性が抱える様々な悩みに対応してきました。

その後、平成17年（2005年）4月1日には、「和光市男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画社会の実現に向けて基本理念を掲げるとともに、男女共同参画の推進の担い手となる市、市民、事業者の責務を明らかにし、男女共同参画に関する基本的な施策等を定めました。また、この条例の施行に伴い、「和光市男女共同参画協議会」を廃止し、行動計画及び男女共同参画の推進に関する重要事項を審議する機関として、「和光市男女共同参画推進審議会」を設置し、男女共同参画に関する苦情や相談に対応するために「男女共同参画苦情処理相談の窓口」を設置しました。

平成18年（2006年）3月には、「和光市男女共同参画推進条例」に基づき、「第2次和光市行動計画 男女共同参画わこうプラン【改訂版】」を策定し、積極的に施策を推進してきました。

また、平成21年（2009年）2月には、「和光市ドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク（和光市DV対策ネットワーク）」を設置し、関係機関と連携しながらドメスティック・バイオレンスの防止並びにその被害者の保護及び自立支援に関する対策を総合的に推進してきました。

そして、平成23年（2011年）3月、男女共同参画市民意識調査等の結果から重点課題を抽出し、更なる取組を加えた「第3次和光市行動計画 男女共同参画わこうプラン」を策定しました。

